

令和6年第1回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和6年3月6日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名  |
| 第 2 |        | 会期の決定   |
| 第 3 |        | 諸般の報告   |
| 第 4 |        | 行政報告（町長・教育長）  |
| 第 5 | 同意第 1号 | 新冠町公平委員会委員の選任について   |
| 第 6 | 報告第 1号 | 例月出納検査等の結果報告について  |
| 第 7 | 報告第 2号 | 委員会の調査報告書について（新冠町立国民健康保険診療所<br>改築調査特別委員会）                                     |
| 第 8 | 承認第 1号 | 専決処分について（令和5年度一般会計補正予算）   |
| 第 9 | 議案第 3号 | 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について  |
| 第10 | 議案第 4号 | 新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の<br>一部を改正する条例について                                  |
| 第11 | 議案第 5号 | 新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例<br>について   |
| 第12 | 議案第 6号 | 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特<br>定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条<br>例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第 7号 | 町道の路線変更及び廃止について   |
| 第14 | 議案第 8号 | 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<br>について   |
| 第15 | 議案第 9号 | 新冠町陶芸館条例の制定について   |
| 第16 | 議案第10号 | 新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  |
| 第17 | 議案第11号 | 新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について   |
| 第18 | 議案第12号 | 新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について   |
| 第19 | 議案第13号 | 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につい<br>て   |
| 第20 | 議案第14号 | 新冠町営住宅管理条例の一部を改正する条例について  |
| 第21 | 議案第15号 | 新冠町有牧野条例の一部を改正する条例について  |

第22	議案第16号	令和5年度新冠町一般会計補正予算
第23	議案第17号	令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
第24	議案第18号	令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
第25	議案第19号	令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
第26	議案第20号	令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
第27	議案第21号	令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
第28	議案第22号	令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（10名）

1番	竹中進一君	2番	酒井益幸君
3番	中山千鶴子君	4番	村田貞光君
5番	但野裕之君	6番	秋山三津男君
7番	武藤勝圀君	9番	長浜謙太郎君
10番	武田修一君	11番	氏家良美君

◎欠席議員（1名）

8番	中川信幸君
----	-------

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	島田和義君
産業課長	鷹嘴寧君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君

管 理 課 長  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 総 括 主 幹  
企 画 課 総 括 主 幹  
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹  
産 業 課 総 括 主 幹  
建 設 水 道 課 総 括 主 幹  
管 理 課 総 括 主 幹  
管 理 課 総 括 主 幹  
社 会 教 育 課 総 括 主 幹  
社 会 教 育 課 総 括 主 幹

新 宮 信 幸 君  
工 藤 匡 君  
小 林 和 彦 君  
下 川 広 司 君  
八 木 真 樹 君  
曾 我 和 久 君  
磯 野 貴 弘 君  
伊 藤 美 幸 君  
楫 川 聡 明 君  
佐々木 京 君  
坂 元 一 馬 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 総 括 主 幹

田 村 一 晃 君  
三 宅 範 正 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和6年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。中川議員は一身上の都合により欠席しております。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 本日の出席議員は10名で定足数に達しているため、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。  
議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、但野裕之議員、6番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。  
よって会期は、本日から3月15日までの10日間とすることに決定いたしました。  
お諮りいたします。議案等調査のため、3月8日から11日までの4日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。  
よって、3月8日から11日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
町長から御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。  
次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、御手元に配付したとおりですので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和6年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和5年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い御報告申し上げます。

はじめに、「一般財団法人日本ムービングハウス協会との災害時協定について」ご報告申し上げます。

この度、当町と一般財団法人日本ムービングハウス協会は、令和6年1月1日付けで包括連携協定及び災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しました。日本ムービングハウス協会は移動式木造住宅を利用し被災地へ迅速に供給・設置できる応急仮設住宅「ムービングハウス」の普及促進などに取り組まれている団体で、本協定の締結により当町において大規模な災害が発生した場合、応急仮設住宅として移動式木造住宅の供給などに協力をいただくものであります。当協会はこれまでも、北海道胆振東部地震においては、むかわ町の応急仮設住宅を供給し、能登半島地震により多大な被害のあった輪島市、珠洲市に60棟を即座に供給した実績がございます。この住宅は1棟およそ30平方メートルあり、風呂、トイレ、暖房設備を完備しており、災害関連死や健康被害の防止に非常に有効な施設となっており、災害時においては、当町にとって大きな援助になると考えております。本年1月1日の能登半島地震は多くの死者、負傷者、住家の倒壊など甚大な被害をもたらしました。地震・津波は時間と場所を選ばずやってきます。このような災害がいつ起きても身を守ることが出来るように、日頃からの備えが大切であります。当町では、1月下旬から、津波浸水想定区域の自治会に対しまして、津波からの避難意識の向上のため、北海道作成の津波啓発動画やGPSを利用した津波避難シミュレーション動画を活用した、津波避難説明会を実施しました。参加された方々には津波の恐ろしさとともに、早期避難の重要性を再認識いただきました。今後におきましても、このような啓発活動を始めとして、災害に対する備えについて町民の皆さまに向けた啓発活動を行っていくとともに、町民の皆さまを守るため、ハード・ソフト両面からあらゆる災害対策を検討し、財源の確保や財政状況を踏まえながら計画的に整備を推進し、町の防災力の向上に努めて参りたいと存じます。

次に「新冠町事業者支援物価高騰対策支援金事業の実施結果」について、ご報告申し上げます。

原材料や資材価格の上昇、及び運送費の増加などによって町内事業者の経営が少なからず影響を受けていることを鑑み、事業者負担を軽減し、事業の継続を支援することを目的に同事業を実施致しました。これまでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に各種事業者支援を実施して参りましたが、この度の交付金は、同交付金に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額・強化されたものです。また従来は、新型コロナウイルス禍における人流抑制によって大きな影響を被り経営に大きな支障を来していた業種を支援してきましたが、この度行った支援事業は、主に物価高騰という社会的事情によって影響を受けている事業者の支援として実施致しました。事業は、令和4年度に新冠町農林水産業物価高騰対策支援金を受給した事業者を除く町内の事業者及び町内に住民票を置く個人事業者を対象に、1事業者に対し、支援額を5万円と定め、申請期間を7月14日から12月22日までとして実施致しました。当初計画における対象事業者数は、2019年に実施した経済センサスにおける町内事業所数351事業所から対象外とした農業事業法人数を減じた250事業所を対象と致しましたが、統計調査時点からの時間経過による事業所数の減少、及び統計調査の誤差によって支援件数の実績は、当初計画よりも80事業所少ない170事業所、支援額総額は850万円となっております。経営持続化等に係る支援事業は、地域産業の安定化と雇用の維持に資する事業と考えます。今後同様の事業を町が単独で行うことは困難を伴いますが、様々な方策を念頭に置き地域経済を下支えすることに十分意を用いて行く所存ですので、よろしくお願い致します。

次に、「新冠町あったか暖房費助成事業の実施結果について」ご報告申し上げます。

町では、厳冬期における福祉施策として、灯油価格の高騰が日常生活に大きく影響を及ぼす高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯で、町民税が非課税の低所得者の方を対象に、1万円の灯油券を支給する福祉灯油支給事業を制度化しております。例年、11月1日現在の灯油価格を調査し、事業実施の可否を判断して参りましたが、コロナ禍から続く灯油価格の高騰は、本年度に入っても一向に低下する見通しに無く、高止まりで推移をしておりましたので、本年第2回定例会にて関連予算の議決を頂き、事務を進めて参りました。事業の実施にあたりましては、財源として国から交付される、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用するとともに、利用されている暖房設備を灯油暖房に加え、電気暖房や薪ストーブ等の利用者にも対象を広げるため、現金給付での支給方法へと変更しました。今後、実施する場合においても同様の取り扱いを致したいと考えております。なお、本年度の実施結果でございますが、376世帯からの申請があり、審査の結果、町民税の課税世帯に該当するなど支給対象外となった22世帯を除き、高齢者世帯319世帯、障がい者世帯19世帯、ひとり親世帯16世帯の合計354世帯にあったか暖房費として、354万円を現金給付してございます。

次に、「日高德洲会病院の移転候補先調査への対応について」ご報告申し上げます。

町民の皆様もご承知のことと存じますが、日高德洲会病院では新ひだか町静内高砂町に

用地を購入され、移転改築計画を進めておりましたが、建築資材の高騰に加え、建設予定地の地盤の弱さから地盤改良工事の費用が高額になることが判明したため、計画を白紙に戻し、事業規模の縮小とともに、新たな建設予定地を新ひだか町に加え、新冠町を含めて検討する旨、本年1月12日付けの北海道新聞に記載されました。突然の報道に私自身、驚きを禁じえませんでした。この報道から4日後の1月16日に、徳洲会東京本部の幹部職員を含む日高徳洲会病院関係者が来庁され、面談をさせていただきます。この面談では、新聞報道の内容に関する徳洲会の意向として、日高管内の中心地であり、人口規模の大きい新ひだか町を優先に候補地探しを考えているとの本意が伝えられるとともに、徳洲会が希望する土地条件に言及し、条件に見合う土地情報の提供について、新ひだか町及び新冠町に依頼をしたいとのことでありました。私としては、徳洲会の本意を理解しながらも、この依頼には真摯に、かつスピード感を持って対応すべきと考え、徳洲会から示された条件に見合う土地を選定し、2月1日に町有地1か所、民有地複数か所に関する土地情報の提供に加え、本件を企業誘致として位置づけし、誘致先企業に対する支援制度等を定めた新冠町企業誘致条例の説明を行いました。また、同条例に基づく具体的な支援内容の提示を求められたことから、2月9日に開催された町議会全員協議会におきまして、支援内容の協議を行い、出席された議員全員への情報共有と統一した方向性を確認した上で、2月15日に支援内容について提案をいたしました。更に2月20日には、徳洲会東京本部の幹部職員による現地視察の要請を受けましたので、指定された土地への随行を行っております。今後の候補地選定におきましては、新ひだか町から提供された土地情報及び新ひだか町での現地視察結果等と合わせ、徳洲会東京本部の理事会で検討され、半年以内には決定される見込みと伺っております。これまで、私は町議会との協議を重ねながら、町立診療所の建替計画を進めてきた立場でございます。現在、建築資材が高騰している情勢から発注時期を一旦見送る判断を致しましたが、徳洲会が当町への移転の可能性を示している以上、高いハードルではありますが、まちづくりを進める上での誘致活動は最大限努力すべきと考えておりますし、誘致が叶わないことも念頭に置かなければなりません。当町にとりまして、まちづくりの方向性を大きく左右する一方で、情報の広がり方によっては混乱を招く事態も想定されますことから、今後の対応におきましても、町政と町議会の一致した方針により慎重に取り進めて参りますので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に「令和5年度新冠町住民税非課税世帯臨時特別給付金事業の支給結果について」ご報告申し上げます。

本事業は、国の経済対策として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯などへ支援を行うため、令和5年7月から1世帯あたり3万円の臨時特別給付金の支給事務を進めて参りましたが、12月末をもって支給事務を終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。予算段階では、家計急変世帯を除き921世帯を対象として見込んでいましたが、支給実績として908世帯、予算対比98.6%の支給率となったとこ

ろでございます。支給に結び付けるため、対象者へのダイレクトメールによる周知のほか、未申請者に対する文書による申請の呼びかけを行ったことが、高い支給率に繋がったと評価しているところでございます。

次に、「町有牧野におけるヨーネ病発生状況について」ご報告申し上げます。

町有牧野の町有牛の、9月採取分の糞便培養の結果、1頭のヨーネ病感染が確認された旨、12月7日付けで北海道日高家畜保健衛生所から通知がありました。12月8日、殺処分命令及び消毒指示に基づき、町有牛1頭について殺処分し、飼養していた第2牛舎について清掃及び消毒作業を行いましたのでご報告いたします。町有牧野におけるヨーネ病の発生につきましては、令和元年10月に1頭の患畜が確認されて以来、患畜牛として殺処分した町有牛は合わせて16頭となりました。本年度の取組として、これまでの患畜牛の考察から、感染リスクの高い繁殖牛6頭を廃用牛として出荷計画し、このうち1頭が、この度の患畜牛でありまして、残り5頭につきましては、昨年12月に4頭、本年1月に1頭の出荷を終えたところでございます。ヨーネ病発生から約5年が経過し、未だ清浄化を図れない状況にあります。家畜保健衛生所及び獣医師の専門的な指導を仰ぎながら、ヨーネ病としっかりと向き合い、ヨーネ病発生対策の基本となる、牛舎内の清掃、消毒作業を継続的に行うことで、信頼される牧野運営に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、「障がい者相談支援事業における消費税法上の取扱誤認について」ご報告申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村は障害者相談支援事業を行うこととされており、当町では社会福祉法人 新冠ほくと園へ委託し、事業を実施しております。事業を委託するにあたり、社会福祉法に基づく社会福祉事業は、消費税が非課税として取り扱われることから、本事業につきましても同法に基づく社会福祉事業に該当し、消費税が非課税であると認識しておりましたが、令和5年10月4日付けで発出された国からの通知により、本事業は社会福祉法上の「社会福祉事業」には該当せず、税務上の取り扱いは課税であることが示され、誤った取り扱いをしていたことが判明いたしました。このため、新冠ほくと園に対し、本事業に係る令和5年度分の消費税相当額40万円、及び修正申告が可能な平成30年度から令和4年度までの消費税相当額84万6千円、これに係る延滞税の支払について、申し出るとともに、同法人による修正申告を依頼したところでございます。本件に関して、厚生労働省は市町村への周知不足を認めておりますが、事業実施者としての当町にも責任の一端がございます。今後は関係法令の確認を徹底し、正確な情報の把握と再発防止に努めてまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、一般議案15件、令和5年度各会計補正予算7件、令和6年度各会計当初予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に、具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定いただ



きますよう、よろしく願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第4回定例会以降の教育行政に関わって、御報告申し上げます。

はじめに、「朝日小学校閉校式について」ご報告いたします。

去る2月9日、本年3月31日をもって閉校いたします新冠町立朝日小学校の閉校式を挙行いたしました。式には、在校児童と保護者、教員、また、これまで朝日小学校を支えていただきました地域の方々や議員の皆様など多数のご出席をいただきました。式の終盤、学校長と児童会長から、お別れの言葉をいただき、朝日小学校の歩みを見守ってきた校旗を学校設置者であります町長へ返納することで、108年の歴史に幕を閉じました。閉校式終了後には、閉校記念事業実行委員会主催の惜別の会が行われ、全校器楽や朝日小学校の歴史を映したスライドショー、そして朝日小学校の第二の校歌としております「勇気を出して歩こう」の全校合唱を行い、母校との別れを惜しみながら閉会いたしました。節目となる閉校式が無事に終了したところではありますが、新年度からの新冠小学校への統合に向け、今後は最終となります今年度第4回目の統合準備委員会を3月下旬に開催し、統合に係る事務事業及び移転作業の最終確認を行うとともに、春休み期間に備品、書類等の移転作業を行ってまいります。4月から新たに新冠小学校の一員となる児童と向かい入れる児童が、共に安心して新しい学期を迎えることができるよう、引き続き意を用いてまいります。

次に、「令和5年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」ご報告いたします。

本調査は例年同様、小学5年生と中学2年生を対象に、実技8種目に加え、児童生徒及び学校、教育委員会に対する質問紙調査の内容により、4月から7月末までの期間において実施いたしました。本年度の結果につきましては、本年1月15日に、スポーツ庁から集計結果として、全道及び全国との比較資料を含め通知がありましたので、概要についてご報告させていただきます。はじめに、体格に関する項目である身長・体重の状況については、いずれも全道・全国平均と同様の結果となりました。実技調査の結果につきましては、小学校男子においては、「反復横跳び」「ソフトボール投げ」等6種目で全国平均を上回り、8種目の合計点で全国平均と比べ、やや高いという結果でありましたが、「長座体前屈」と「50m走」に課題が見られる結果となりました。小学校女子については、「握力」と「立ち幅とび」の2種目で全国平均を上回る結果となり、合計点で全国平均と比べ、同様となりましたが、男子と同じく「長座体前屈」と「50m走」に課題が見られます。また、中学校につきましては、男子は「20mシャトルラン」と「ハンドボール投げ」の2種目で、女子は「ハンドボール投げ」の1種目で、全国平均を上回る結果でありましたが、

男子は「上体起こし」と「長座体前屈」に、女子においては「上体起こし」「反復横跳び」等5種目に課題が見られ、合計点で全国平均と比べ各々、「やや低い」と「低い」という結果となりました。児童質問紙における運動習慣調査の結果につきましては、小中学校ともに男子においては、「運動が好き」「体育の授業は楽しい」という回答が全国平均より多く見られ、授業における目標に対し「できたり、分かたりする」といった肯定的な回答についても、小学校の男女と中学校の男子において全国平均を上回っております。当町の全体的な傾向といたしましては、楽しんで運動や体育の授業を受けていたり、達成感のある児童生徒が比較的多く見られる一方で、課題のみられる種目もありますことから、結果分析を進め、経年的な傾向も踏まえながら、引き続き各学校及び町教研協保体部会において体力向上対策に取り組んでまいります。なお、本年度の結果につきましては、町広報3月号で公表させていただく予定でございます。

次に、「新冠中学校卒業生の進路希望状況について」ご報告いたします。

別紙資料に詳細について記載してございます。本年度の進路希望状況は、総生徒数48名の全員が進学を希望しており、出願の内訳では、静内高校28名、静内農業高校6名、道内公立高校5名、道内私立高校8名、専修学校1名となっております。このうち、3月1日現在で12名の合格が内定しております。なお、3月5日、6日に公立高校の学力検査、面接試験が行われ、合格発表につきましては、3月18日の予定でございます。

次に、「新冠町学生等応援給付金の支給結果について」ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、電気やガスなどのエネルギーや食料品等の物価高騰に伴い、家計に影響を受けている学生等を対象に、修学に対する応援と経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和5年7月14日から支給事務を進め、本年1月末をもって支給事務を終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。本給付金は、令和5年6月1日の基準日において、町内に住所を有する学生等、又は、基準日以前に町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象としまして、コロナ禍以降同様に給付金制度を設けて支援してまいりました町外に居住する学生等に加え、等しく物価高騰の影響を受ける、町内の学生等へも対象を広げ実施いたしました。この間、町政事務委託文書及び町ホームページ、フェイスブックでの周知に加え、昨年度申請があった方や今回新たに対象となった町内から新ひだか町へ通学する生徒の保護者へは個別に文書を配布し、申請漏れがないよう努めたところでございます。その結果、247名から申請があり、支給総額は494万円となりました。新冠町内及び新冠町出身の学生の皆さんには、コロナ禍後の急激な社会経済の変化を乗り越え、希望を持った前向きな学生生活をおくっていただき、将来の夢に向かって邁進されることを期待しております。

次に、社会教育における青少年事業「令和5年度新冠町少年国内研修交流事業」について申し上げます。

本年度は令和6年1月10日から1月13日の3泊4日の日程で、中学生4名、小学6年生15名、合計19名の参加者で本事業を開催し、事故もなく当初の研修目的を達成す

ることができました。本事業については、沖縄県を研修地としてから約20年が経過することから、再度、今後の方向性について検証することとし、教育委員会や総合教育会議において協議を重ねた結果、歴史や風土、気候や暮らしの違う沖縄県は非常に研修効果が高く、また、交流先の金武町中川区とも良好な相互交流が実施できていることから、今後も沖縄県を研修地として実施することが望ましいと見解を示したところでございます。この検証結果を踏まえながら、私自身も研修先を訪れ、実際に肌で感じ、教育長としての方針を示したく、本事業に参加いたしました。まず、事業に参加して目にしたのは、何ごとにも賢明に取り組もうとする子ども達の姿でした。北海道との気候、風土の違いに驚きながらも、「平和記念公園」や「ひめゆりの塔」といった戦争を身近で感じられる施設を真剣に見学し、メモを取り、また、金武町中川区子ども会との交流においては、相互に子ども達が積極的に会話をして、交流を深めていました。このことは、選考方式による気概心の強い子ども達が、事前研修を通して、更にリーダーとしての意識や違う気候・風土を想像し、実際に肌で感じることで、自立心を養う研修の効果が活かされていると評価したところでございます。また、この事業は保護者や金武町子ども会をはじめとした多くの大人とも関わり合う、交流事業であります。事前研修では保護者が送り迎えし、時には弁当を作り、子どもへの熱い思いと期待を込めながら参加させ、北海道から遠く離れた沖縄から新冠町に無事に帰ってくるまでの間、親子の存在を再認識する機会となったとも考えております。金武町のみなさんも、歓迎と書かれた大きなケーキを用意していただくなど、心のこもったおもてなしをしていただきましたし、子どもたち同士の心の通い合う交流事業となりました。次年度は、コロナ禍において中止しておりました、民泊での宿泊体験を再開する予定となっており、遠く離れた北と南の絆が更に深まると感じております。このように、実際に参加して見えていなかったものも含めて、感じ取ることができましたし、本研修事業を継続実施することは、大変意義深いものであると確信できましたので、次年度以降も沖縄県を少年国内研修交流事業の研修地として実施してまいりたいと考えております。以上で、第1回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程5 同意第1号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第1号、新冠町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第1号、新冠町公平委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。公平委員でございます、長浜秋一さんは、本年3月29日をもちまして任期満了となりますことから、後任に次の方を選任いたしたく、地方公務員法の規定に基づき議会の同意を求めさせていただくものでございます。選任をしたい方は、字本町にお住まいの三宅理恵さんでございます。公平委員の職務についてでございますが、公平

公正な行政を確保するために、地方公務員法に基づきまして職員の勤務条件に関する措置の要求、及び職員に対する不利益処分等を審査するなどの措置を行うこととなっております。三宅さんにつきましては、行政、法律事務所をはじめ、民間企業での職場経験をお持ちの方で、青年活動にも非常に積極的に参加をし、まちづくりに貢献されている方でもございます。このことから、行政の公正な事務運営についての識見を有する方と、判断をいたしまして適任であり、選任について同意を求めさせていただくものでございます。任期は4年となっております。

以上が、同意第1号の提案理由でございます。御審議の上、提案通り同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。本件については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 報告第1号

○議長（氏家良美君） 日程第6、報告第1号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

#### ◎日程第7 報告第2号

○議長（氏家良美君） 日程第7、報告第2号、委員会の調査報告についてを議題といたします。

令和5年6月20日招集の第2回定例会において設置されました、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会の調査が終了し、御手元に配付の報告書が議長に提出されています。調査結果について、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会委員長の報告を求めます。

秋山委員長。

○委員長（秋山三津男君） 令和5年第2回定例会において本特別委員会に付託された事件の調査結果を、新冠町議会規則第77条の規定により報告いたします。なお、調査事件

名及び調査の結果は、印刷しており御手元に配付しておりますので、調査の結果を申し上げます報告といたします。

新冠町立国民健康保険診療所は、老朽化した施設設備等の改築に向け令和7年度の完成に向けた基本構想が定められ、建築技術職員欠員のため基本計画と基本設計を同時に進めるコントラクション・マネジメント方式を採用し、それによる一般財団法人北海道建設技術センターの支援を受け、令和5年10月に基本設計並びに基本計画が策定された。基本計画では、事業費用は総額33億3045万3千円を見込み、これは当初案の29億7千万円を約3億6千万円上回る金額である。整備スケジュールは、基本構想の令和7年度中の完成から令和8年度中の完成と開院を目指すものである。

基本設計と基本計画の策定に際し、町からは本委員会に逐次、報告や相談がなされ、それを受けて委員会にて慎重に調査を行ってきたところであるが、本委員会は実施設計並びに基本計画について町からの説明のとおり了承すべきものと判断した。しかし、建設費高騰や資材・人材等確保の懸念などによる社会情勢を踏まえ、急遽、理事者から本事業の発注の一旦見送りの申し出があり、既存施設への消防法に基づくスプリンクラー整備の方針転換があったことを受け、特別委員会としてはこの急激な物価高騰の中での事業継続は、将来への町民負担増加させることを防ぐもので、やむを得ないものと理事者の申し出を支持し、本調査を終了する。

なお、本調査は、新診療所の基本計画と基本設計までの調査をもって終了とするが、再び、改築に向けて事業を開始する際は、近隣町を含めた医療施設の状況や新施設の構造、規模、保健師などの職員配置、財政計画等を改めて再考し、町民が安心して暮らせる医療環境の実現に向けた検討を行うことを申し添える。

以上、報告といたします。

○議長（氏家良美君） 委員長の報告が終わりました。

報告第2号は、委員長報告のとおり報告済みといたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再会 午前11時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第8 承認第1号

○議長（氏家良美君） 日程第8、承認第1号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第1号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。1ページをお開き願います。専決処分書、令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年2月6日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、ふるさと納税寄附額の増加に伴う返礼品購入費等の予算不足、及び除雪作業の増加に伴う除雪費の予算不足によるもので、いずれも随時対処が必要なものであり、これら予算の補正に当たり、議会を開くいとまがなかったことから、専決処分したものです。予算書の1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは6回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7075万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4816万5千円にしたものです。

はじめに、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2249万円の追加は、ふるさと納税寄附額6500万円の増額を見込むもので、7節報償費1496万円の増額は、ふるさと納税特典購入費、11節役務費753万円の増額は、ポータルサイト利用料等を計上。これによりふるさと納税寄附額の累計は3億1500万円を見込むことになります。11目ふるさとづくり基金費4251万円の追加は、24節積立金で、ふるさと納税寄附額6500万円の増額を見込み、特典品購入費及びポータルサイト利用料等を差し引いた残額を増額したものです。10ページから11ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費575万1千円の追加は、12節除雪業務委託料で、度重なる降雪による道路除雪及び降雨による路面凍結による砂散布の出動時間が大幅に増えたことにより、1月以降の予算不足見込額を増額したものです。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金6500万円の追加はふるさと納税寄附金で実績見込みによるもの。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金575万1千円の追加は、前年度繰越金を財源として予算化するものです。

以上が、承認第1号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（氏家良美君） 日程第9、議案第3号、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第3号、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第291条の11の規定により、日高中部広域連合規約を以下のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。このたびの変更理由でございますが、現在、日高中部広域連合は、静内保健福祉センター内に事務所を設置し業務を行っておりますが、このたび構成町である新ひだか町より新ひだか町の組織改革に伴い、事務所を新ひだか町役場内に移動したいとの申し出があったものでございます。広域連合における規約を変更しようとする場合につきましては、構成町である新ひだか町、新冠町両町それぞれの議会の議決が必要となり、その議決書を添えて北海道知事に届出しなければならないことから、今定例会に提案するものでございます。

規約の変更の内容について、新旧対照表で御説明しますので2ページをお開きください。日高中部広域連合規約新旧対照表、第6条中「北海道日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号の静内保健福祉センター内」を、「北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号の新ひだか町役場内」に改めるものでございます。1ページにお戻りください。附則として、この規約は令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第3号、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約についての提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（氏家良美君） 日程第10、議案第4号、新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第4号、新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由について説明申し上げます。

御手元に配付の資料に沿って説明いたしますので、議案第4号説明資料を御覧ください。このたびの改正は国の非常勤職員において、勤勉手当の支給が行われていることを踏まえ、地方自治法が改正され、令和6年度から地方公共団体における会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となりました。これを受けまして、当町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。初めに第2条は、会計年度任用職員に支給されるべき給料、各種手当について定義しておりますが、当該条文に新たに勤勉手当を追加するものでございます。続いて「第13条」の次に、「第13条の2」を追加いたします。フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、正職員の規定を準用する旨を規定しております。続いて「第23条」の次に、「第23条の2」を追加いたします。パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、正職員の規定を準用する旨を規定しております。また、第2項において、一週間当たりの勤務時間が少ない一定基準以下のパートタイム職員を支給対象から除外する旨を規定しております。これらの改正によりまして、支給対象となる会計年度任用職員には正職員と同様に、年間で給料月額額の2.05か月分の勤勉手当が支給されることとなります。また現在支給されている期末手当と合わせますと、年間で給料月額額の4.50月分の手当が支給されることとなります。議案書の2ページにお戻りください。附則でございます。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上が、議案第4号、新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。今、提案ありました（3）ですけれども、最後



一週間当たりの勤務時間が著しくちゅうのは、具体的にどの程度のことをいうんですか。著しくちゅうのは。何時間以下だとか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長

○総務課長（佐藤正秀君） 一週間の平均勤務時間が15時間30分未満の職員となっております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 今回の条例の関係で、金額にするとどれ位の額になるんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 令和6年度当初予算にこの差額、増額分を計上してありますが、一般会計特別会計合わせまして2914万3千円になってございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第5号

○議長（氏家良美君） 日程第11、議案第5号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第5号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、会計年度任用職員への勤勉手当が支給されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に対しましても勤勉手当が支給可能となるよう、関連条項の改正を行うものでございます。

新旧対照表により御説明いたしますので、2ページを御覧ください。第7条第2項にお

いて、育児休業中の職員に対する勤勉手当の支給について規定されておりますが、下線部分、括弧内に記載のとおり、会計年度任用職員は支給対象から除外されております。このたびの会計年度任用職員への勤勉手当の支給が行われることに伴い、当該除外規定を削るものでございます。議案書の1ページへお戻りください。附則でございます。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上が、議案第5号、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第6号

○議長（氏家良美君） 日程第12、議案第6号、新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第6号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う、改め文及び新旧対照表での説明は省略させて頂き、お手元に配布しております議案第6号資料により説明さ

せて頂きますので、そちらをご覧願います。

はじめに提案理由ですが、1に記載のとおり、条例の準拠法令である、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、これが改正されたことから、今回、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容は、大きく分け2点ございます。1点目は、第13次地方分権一括法に伴う改正によるものです。この法改正は、行政における事務軽減を図るための見直しが行われたもので、この中に、認定こども園法の改正が含まれております。記載のとおり、指定都市等における認定こども園の許認可事務の軽減を行うため法改正が行われ、条例内に改正認定こども園法の条項を引用規定する箇所が含まれることから改正を行うものです。

2点目は、デジタル規制改革法、改革推進の一括法に伴う改正によるものです。この一括法は、社会全体のデジタル化を強力に推進するために法改正がなされたもので、国は、4万件以上の法令等の中から、下の囲みに記載の代表的な7項目のアナログ規制に関し改定を行います。アナログ規定7項目の内容説明は行いませんけども、今回の条例改正が行われるのは、⑥の書面掲示規制で、公的な証明書などを対面確認や書面により、特定の場所に掲示することを求めている規制になります。この改定を進めることで、これまで人が現地に赴いて行っていたものを、オンラインの活用によりデジタル化を図ることができるようになるものです。今回の条例改正において、保育施設において、これまで施設基準や人員体制などの重要事項の公表は、施設での掲示による公表だけでよかったのですが、今後はこれに加え、インターネットでの公表についても義務付けがなされることから行うものです。

次に、具体的な改正内容を説明しますので2ページをお開き、2の改正内容をご覧ください。始めに、(1)第13次地方分権一括法に伴う改正で、令和5年9月内閣府令第67号の関係について説明いたします。まず1つ目として条例第15条第1項第2号の改正内容になります。この条では、特定教育・保育施設が、各種基準に基づき、教育や保育の提供を行うことについて規定しています。例えば、認定こども園は、認定こども園法に基づき教育等を提供する、していることを指します。先ほども説明した通り第13次地方分権一括法により「認定こども園法」が改正され、引用する条項の規定が、「第3条第11項」から「第3条第10項」に変更となることから改正をするものです。

次に、条例第35条第3項の改正内容になります。この条は、特別利用保育に係る基準を規定しています。法令実務では直前で引用する号と同じ号を再度引用する場合は、「同号」で受けることが原則であり、この原則に即して、同条第1項又は第2号を同号又は同条第2号とする修正を加えるもので、国の新基準表記に改めるものとなります。

次に、条例第36条第3項の改正内容になります。この条は、特別利用教育に係る基準を規定しています。この条項の改正内容は2点ございまして、まず1つ目として現行条例において、施設種別が明記されていないことから、特定教育・保育施設、「認定こども園又は幼稚園に限る」とあるものを、特定教育・保育施設「特別利用教育を提供している施設

に限る」として文言を加え、施設種別を明らかにする改正を行うものです。

2点目は現行条例において、小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数の規定について正しい表記を行うため、同号に掲げる「小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるものを同条第1号に掲げる「小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」として文言を加え、正しい表記に改めるものです。これらも、国の新基準表記に改める内容になります。

次に(2)デジタル規制改革推進の一括法に伴う改正、令和5年12月内閣府令第86号の関係について説明を申し上げます。まず始めに①記録媒体規定の改正で、条例第5条第2項第2号、2ページ下から3ページにかけての記載内容となります。この条では、施設利用開始時に、保護者に対する施設基準などの重要事項の説明等を文書や電子データを活用して行うことについて規定しています。今回の条例改正は、これまで電子記録媒体について種類を限定して規定していましたが、現在はUSBメモリやSDカードなど様々な記録媒体があることから、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を電磁的記録媒体とし、種類を明示しない規定として改正を行うものです。

次に、3ページに記載の②の書面掲示規制の見直しに係る改正で、条例第23条になります。この条は、施設に係る重要事項を施設内に書面掲示することについて規定しています。先ほど説明したとおり、デジタル規制改革推進の一括法に基づき、国においてアナログ規定の法令等の改正が行われ、特定教育施設等における書面掲示規制の改正が行われたものです。今回の条例改正は、施設基準などの重要事項に関する公表について、書面掲示に加え、インターネットによる公表についても覧義が務付けられたことから、改正を行うものです。最後に、3、附則です。本条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上が、議案第6号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（氏家良美君） 日程第13、議案第7号、町道の路線変更及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第7号、町道の路線変更及び廃止について、提案理由を申し上げます。

このたびの路線変更及び路線廃止につきましては、国保診療所建替計画に伴い、建設予定地敷地内にありました町道4路線を外構設計により、周辺住民の生活路線も考慮し、隣接住民及び関係者との協議を行ない理解も得れたことから、町道の再編を行ったことによるものであります。道路法第10条第3項の規定に基づき、別紙のとおり町道の路線変更及び廃止をしたいので、議会の議決を求めようとするものです。

2ページの路線変更調書及び路線廃止調書をお開き願います。路線変更調書の図面番号①、路線番号136、路線名、中央2号線、起点終点は、中央町7番3、いずれも変更はございません。3ページの図面を参照願います。路線経路は図面のように変更となり、総延長は、184メートルから53メートル増の237メートルに変更しようとするものです。2ページにお戻り下さい。次に、図面番号②、路線番号202、路線名、中央2号線3号支線、起点は、「中央町5番11」から「中央町5番26」へ変更となり、終点は、中央町5番8で変更はございません。4ページの図面を参照願います。路線経路は図面のように変更となり、総延長は、41.1メートルから13.1メートル減の28メートルに変更しようとするものです。2ページにお戻り下さい。次に、路線廃止調書の図面番号③、路線番号137、路線名、中央2号線1号支線及び路線番号147、路線名、中央2号線2号支線です。5ページの図面を参照願います。建設予定敷地内にありました2路線につきましては、敷地造成に伴い道路を撤去したことにより路線廃止しようとするものであります。

以上が、議案第7号の提案理由でございます。ご審議を賜わり提案のとおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号、町道の路線変更及び廃止についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第8号

○議長(氏家良美君) 日程第14、議案第8号、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 議案第8号、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正の対象施設は、氷川生活センターで、昭和45年11月25日建設の平屋ブロック造132.16平方メートルの施設でございます。当該施設は、国保診療所建替え計画に伴い、建設予定敷地内に設置の陶芸館を解体撤去し、氷川生活センターを代替施設として、陶芸館に用途変更するため、今回、氷川生活センターを廃止しようとするものでございます。

集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、2ページをお開き願います。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。第2条の表中、名称、氷川生活センター、位置、新冠町字本町76番地の3を削るものです。1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第8号、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第9号

○議長(氏家良美君) 日程第15、議案第9号、新冠町陶芸館条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤社会教育課長。

○社会教育課長(工藤匡君) 議案第9号、新冠町陶芸館条例の制定について。

新冠町陶芸館条例を別紙のとおり定めようとするものでございます。提案理由を申し上げます。議案第8号でも触れておりましたが、本条例は、6月開催の第2回定例会において議決していただきました陶芸館移転に係わる、旧陶芸館の解体工事及び氷川生活センターの改修工事が1月17日を以って工事完了したため、次年度より使用する新冠町陶芸館の施設条例を新たに制定しようとするものです。

次のページをお開き下さい。新冠町陶芸館条例でございます。第1条は、新冠町陶芸館設置に係る趣旨について定めております。次に第2条では、名称及び位置を明記し、名称を新冠町陶芸館、位置を新冠町字本町76番地の3と定めてございます。第3条では、管理運営の所管を教育委員会と定めてございます。第4条では、使用の許可について明記し、第5条では、陶芸館使用に係る使用料を定め、第2項では、使用料の減免及び旧氷川生活センターを利用していた地域の方々が引き続き無料で使用できるよう明記してございます。なお、第5条に係る別表については、後程説明いたします。第6条では、使用許可の制限を定め、許可の取り消し、使用の制限を第1項の第1号～3号で規定し、第2項では陶芸館を使用しないことにより損害を生じても、町は、その損害の責を負わないことを明記してございます。第7条では、陶芸館を使用した際に損壊等を与えた際の賠償について明記してございます。第8条及び第9条では、過料の規定を定めており、詐欺その他の不正行為により、徴収を免れた者については、過料を科すことを明記し、第9条では、この条例に違反した者に対し5万円以下の過料と定めています。第10条では、委任として、必要事項について規則に委任することを明記しております。4ページをお開き下さい。先ほどの第5条に係る別表1でございます。陶芸館における室料、管理料、及び暖房料を定めてございます。金額につきましては、町内の他の集会施設の使用料に準じて定めております。

が、あらたに陶芸窯の使用料として1回の使用につき2千円を徴収することを明記しております。金額につきましては、電気料の基本料金を除いた1回あたりの金額を算出した1万円に利用者があまり負担とならないよう、その2割程度となる2千円を徴収することとしております。3ページへお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案9号、新冠町陶芸館条例の制定についてでございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。賠償責任についてお尋ねしますが、故意ではなく、例えば、火災の事故によって火災が生じた場合は、責任の所在はどちらになるんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 状況によると思いますけれども、基本的には使用者が賠償の責任を負うということになると思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田です。陶芸館が設置されている地域が使用する場合は無料とあります。説明ですと、氷川自治会ということでした。ここで文言では、あえてこの地域とあって、自治会というふうには記されていないのは何か理由があるんですか。例えば氷川自治会以外の人を使う場合は有料ということで、地域が、地域というところ大きくなっちゃいますけど、あくまでも氷川自治会の人たちの限定ということでもいいですか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） その地域というふうには書いてありますけれども、一応氷川自治会にいる人たちを対象としています。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。



(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号～日程第18 議案第12号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第10号新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第11号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第12号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、以上の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第10号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めるものとするものです。はじめに改正の趣旨を申し上げます。道路法の規定により、道路管理者は、道路の利用によって占有者が受ける利益を徴収する使用料的発想で、それに見合う使用料を占有者から徴収することができ、その徴収金額についても同法で規定されており、それに準じ、当町条例を定めているところで、このたび道路法施行令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表。別表、第2号関係、占用物件、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱1本につき1年、占用料「380円」を「430円」に改めるほか、以下の読み上げを省略させていただき、全ての占用料において、道路法の改正に準じ、改めるものでございます。次に11ページをお開き願います。備考の5、全文をAは、近傍類似の土地の時価を表すものとするに改めます。6の2行目、4行目の「1」を「0.01」に改め、下段の「1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする」を、「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする」に改めるものです。5ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第10号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第11号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので、お開き願います。

議案第11号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申

上げます。

新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。このたびの改正は、議案第10号、新冠町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に、道路法施行令の改正に伴い、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料が改正されたことから、今般、新冠町普通河川管理条例、別表2に規定している土地占用料について改正するものでございます。

新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表でご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例新旧対照表。別表2土地占用料、第21条関係、7ページをお開き願います。管、外径が0.4メートル未満のものに限る、の埋設の項中、0.1メートル未満のもの36円を外径が0.07メートル未満のもの16円に改め、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの23円を追加、0.1メートル以上0.15メートル未満のもの53円を、外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの35円に改め、0.15メートル以上0.2メートル未満のもの71円を、外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの47円に改め、8ページに移ります。0.2メートル以上のもの140円を外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの70円に改め、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの93円を追加、第1種電柱の項中380円を430円に改め、第2種電柱の項中580円を670円に改め、第3種電柱の項中780円を900円に改め、第1種電話柱の項中340円を390円に改め、第2種電話柱の項中540円を620円に改め、第3種電話柱の項中740円を850円に改め、その他の柱類の項中34円を39円に改め、共架電線その他上空に設ける線類の項中3円を4円に改め、9ページに移ります。鉄塔の項中680円を780円に改め、4ページに戻ります。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第11号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案のとおりご決定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第12号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので、お開き願います。

議案第12号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。このたびの改正は、議案第10号、新冠町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に、道路法施行令の改正に伴い、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料が改定されたことから、今般、新冠町準用河川管理条例、別表2に規定している土地占用料について改正するものでございます。

新冠町準用河川管理条例等の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表でご説明

申し上げますので、5ページをお開き願います。新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例新旧対照表。別表2土地占用料、第21条関係、以下、さきほど議案11号と同様の内容でございますので、省略させていただきます。4ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第12号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案のとおりご決定下さいますようよろしく願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第10号、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（氏家良美君） 次に議案第11号、新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（氏家良美君） 次に議案第12号、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第19 議案第13号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第13号、新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第13号、新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、本年4月1日施行の水道法の改正に基づくものですが、生活衛生等関係行政の強化を目的に、これまで厚生労働省が所管していた権限を国土交通大臣及び環境大臣に移譲されることに伴う改正でございます。

本改正条例を以下のとおり定めようとするものでございます。本条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、2ページをお開き願います。新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表。第5条第1項、第36条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、4ページに移ります。第46条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございま

す。1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第13号、新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第14号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第14号、新冠町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第14号、新冠町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正について、公営住宅の優先入居の取り扱いは、国土交通省からの通知により規定しており、これまでも子育て世帯の優先規定がありましたが、今般改正では、子育て世帯の対象を拡大し、若者夫婦世帯やDV被害者を加える改正を行うものでございます。

本改条例を以下のとおり定めようとするものでございます。本改条例の内容について、新旧対照表でご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。新冠町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表。第5条第1項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、5ページに移ります。同条第2項第8号ロ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」

を加え、6ページに移ります。第8条第4項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「子育て世帯（母子世帯・父子世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯や多子世帯等特に住宅困窮度の高い子育て世帯を含む。）」に改めるとともに「引揚者」の前に「若者夫婦世帯、DV被害者世帯」を加え、7ページに移ります。第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、第39条中「第11条」を「第12条」に改めるものでございます。2ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第14号、新冠町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第15号

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第15号、新冠町有牧野条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊町有牧野所長。

○町有牧野所長（湊昌行君） 議案第15号、新冠町有牧野条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町有牧野条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。このたびの条例改正は、新冠町有牧野区域内の土地2筆、31.9ヘクタールを売却いたしましたことから、新冠町有牧野の面積を改正するものです。売却いたしました土地は、新冠町

有牧野共同草地として貸付けていたもので、昭和47年度に、初回の土地賃貸借契約締結以降、令和5年3月31日まで契約の更新を重ねておりました。町は、時代の変遷から貸付地の返還及び売却を前提に、平成24年度に関係者と協議を行い、何れの場合も時間を要するため、契約期間の10年間延長と再契約しないことを条件に契約更新し、その期間が満了となる令和4年度に、契約者における新規就農者の支援や営農への影響を踏まえたうえで、契約している土地2筆の売却を決定し、昨年12月に売却したものでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。次のページをお開き願います。改正条例の新旧対照表でございます。別表中「560.7ヘクタール」を「528.8ヘクタール」に改めるものでございます。前のページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第15号、新冠町牧野条例の一部を改正する条例に係る提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第16号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第16号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第16号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは7回目の補正となります。第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

それぞれ4770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億9586万5千円にしようとするものです。第2条、繰越明許費の補正、繰越明許費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費補正によるものです。第3条、地方債の補正、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものです。

はじめに、繰越明許費の説明をいたしますので、4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1追加、3款民生費、1項社会福祉費、住民税均等割課税世帯給付金事業2493万8千円及び子ども加算給付金事業401万4千円並びに住民税非課税世帯給付金事業（追加分）4413万2千円は、いずれも申請期限が令和6年5月31日までとなっていることから、執行未済分を繰り越すものです。5款農林水産業費、1項農業費、施設園芸生産基盤緊急支援事業224万5千円は、施設園芸農業者に対する道の補正予算による緊急支援事業で、間接補助するものですが、年度内完了が見込めないことから、繰り越すものです。農村整備事業265万5千円は、東泊津地区農道集落道整備事業について事業の進捗を図るため、令和5年度の執行残を本事業に充当されるよう、道からの要請に基づき繰り越すもの。

次に、2変更です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障番号制度システム整備事業は、戸籍法等の改正に伴いシステム改修を行うものですが、今般、改修に係る仕様の変更により事業費が増額となったため、補正前の金額927万3千円に305万1千円を追加し、補正後の金額を1232万4千円にするものです。

次に、地方債の補正について説明いたしますので、5ページをお開き願います。第3表、地方債の補正は、1変更です。水利施設等保全高度化事業は、太陽及び美宇地区の営農用水施設の整備に係る辺地債で限度額4010万円を変更後30万円減の3980万円に、農道保全対策事業は、道営事業の町道東泊津線から道道平取静内線の交点までの道路整備に係る辺地債で、限度額1890万円を変更後390万円減の1500万円に、公有林整備事業は、町有林森林整備事業に係る国の予算と貸付け債で補助金の減額に伴い、限度額1370万円を変更後300万円増の1670万円に、小規模治山事業は万世清水の沢B治山工事及び岩清水岩清水線、オサナイ線林道維持修繕に係る緊急自然災害防止対策事業債で限度額2130万円を、変更後380万円減の1750万円に、温泉施設整備事業は、宿泊棟本館客室の内装改修等整備工事に係る過疎債で、限度額2680万円を変更後140万円減の2540万円に、橋梁長寿命化事業は、節婦小橋等橋梁整備事業に係る過疎債で、限度額1180万円を変更後100万円減の1080万円に、東町避難階段補修事業は、東町避難階段補修工事に係る、緊急防災・減災事業債で、限度額420万円を変更後20万円減の400万円に、過年発生補助災害復旧事業は、令和4年8月大雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業に係る補助災害復旧事業債で、限度額550万円を変更後、20万円減の530万円に、衛生施設整備事業は、日高中部環境センターの長寿命化基幹改良事業の負担金に係る過疎債で、限度額70万円を変更後、10万円減の60万円に、其々しようとするもので、減額事業につきましては、いずれも事業費確定によるものです。



次に、事項別明細書の歳出から説明致しますので、17ページから18ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費61万2千円の追加。8節旅費60万円の減額は、出張実績に基づく不用見込額。20節貸付金121万2千円の増額は、医療職等の養成修学資金貸付金で、制度改正による貸付適及に1名申し込みがあったことによるもの。4目町有林造成管理費は、補正額はありますが、充当財源が掲載のとおり変更となっております。5目企画費81万1千円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、1地域生活・活動支援事業の生活路線バス維持費補助金55万1千円の減額は、事業費の確定によるもの。2定住・移住促進対策経費76万2千円の増額は、まちの不動産屋さん運営費補助金等で、それぞれ1件増加によるもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。3定住・移住支援事業60万円の増額は、定住移住促進住宅取得奨励金等で、それぞれ2件増加によるもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。17ページから20ページに移ります。9目財政調整基金費1億6165万5千円の追加は、町有牧野の土地売却収入、令和4年災害に係る補助金の補助率増高分、及び歳入歳出差引余剰分を基金へ積立てるもの。19ページから20ページ。10目減債基金費119万7千円の追加は、立木売払い収入の増額分2分の1を積み立てるもの。14目企業版ふるさと納税基金費750万円の追加は、3法人からの寄附金を積み立てるもの。21ページから22ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費305万1千円の追加は、戸籍法等の改正に伴いシステム改修を行うものですが、今般、改修に係る仕様の変更により事業費が増額となったもので、詳細は説明資料3ページのとおりです。23ページから24ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2216万8千円の減。1福祉ハイヤー委託費110万円の減額は、利用者の死亡及び入院によるもので、詳細は説明資料4ページのとおりです。2障害者自立支援事業1572万1千円の減額で、更生医療給付費884万2千円の減額は、受給者の死亡及び、生活保護者2名の保護廃止によるもので、詳細は説明資料5ページのとおりです。護給付費等支給費687万9千円の減額は、施設入所1名の長期入院等によるもので、詳細は説明資料6ページのとおりです。3地域生活支援事業40万円の増額は、委託事業に係る令和5年度分の消費税で、詳細は説明資料7ページのとおりです。4新冠町子ども発達支援センター事業421万5千円の減額は、人件費等の減によるもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。5住民税非課税世帯給付金事業99万2千円及び、6住民税非課税世帯給付金事業、家計急変世帯分54万円の減額は、事業費の確定によるもので、詳細は説明資料9ページ及び10ページのとおりです。23ページから26ページに移ります。2目老人福祉費231万3千円の減。1ふれあい夕食事業23万3千円の増額は、配食数の増加によるもので、詳細は説明資料11ページのとおりです。2日高中部広域連合負担事業46万2千円の増額は、介護保険サービス給付費の増などによるもので、詳細は説明資料12ページのとおりです。3介護サービス特別会計事業勘定繰出金事業300万8千円の減額は、介護サービス特別会計で説明します。4目地域包括支援センター費24万3千円の減。1介護予防

ケアマネジメント事業13万1千円の増額は、介護予防サービス利用者数の増加によるもので、詳細は説明資料13ページのとおりです。2認知症総合支援事業37万4千円の減額は、実績見込みによるもので、詳細は説明資料14ページのとおりです。5目老人福祉施設費53万4千円の追加。1新冠老人憩いの家運営費13万8千円の増額は、燃料費の増加によるもの。2高齢者共同生活施設管理運営費39万6千円の増額は、燃料費等の増加及び、給食利用食数増加によるもの。27ページから28ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費321万円の減。1児童手当支給費336万円の減額は、支給人数減少によるもので、詳細は説明資料15ページのとおりです。2子育て世帯生活支援特別給付金事業15万円の増額は、事業費確定により過年度交付済みの補助金を返還するもので、詳細は説明資料16ページのとおりです。29ページから30ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費514万8千円の減。1妊娠期・出産時支援事業129万4千円の減額は、妊娠届出数の減少によるもので、詳細は説明資料17ページのとおりです。2伝染病予防接種59万6千円の減額は、接種人数の減少によるもので、詳細は説明資料18ページのとおりです。3新型コロナウイルス感染症予防接種事業325万8千円の減額は、接種実績によるもので、詳細は説明資料19ページのとおりです。3目環境衛生費100万2千円の減額。1霊園、霊葬場管理事業25万2千円の増額は、小動物焼却炉部品交換修繕によるもの。2合併処理浄化槽設置整備事業125万4千円の減額は、3件の実施が取り止めとなったことによるもの。4目診療所費3713万7千円の減額は、国民健康保険診療所特別会計繰出金で、国保診療所会計で説明いたします。31ページから32ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費1779万8千円の減。1ごみ処理対策費1512万4千円の減額は、日高中部衛生施設組合負担金で、前年度繰越金の確定及び塵芥処理費等の減額によるもの。2ごみ減量化対策事業267万4千円の減額は、入札執行残。33ページから34ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費24万8千円の減は、入札執行残。2目簡易水道費54万9千円の減は、27節繰出金で簡易水道特別会計において説明いたします。35ページから36ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費324万3千円の減。1農業支援員派遣事業462万4千円の減額は、予定した新規採用者1名に応募が無かったことによるもので、詳細は説明資料21ページのとおりです。2農業振興事業補助金138万1千円の増額。施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金は、施設園芸農業者に対する道の補正予算による緊急支援事業により間接補助するもので、詳細は説明資料22ページのとおりです。地域担い手育成総合支援協議会補助金及び、野菜促成栽培施設整備事業補助金は、事業費確定による執行残で、詳細は説明資料23ページ及び24ページのとおりです。3目農業振興費193万8千円の減は、道営土地改良事業負担金で、事業費確定による執行残。詳細は説明資料25ページ及び26ページのとおりです。4目畜産業費112万4千円の減。1畜産振興補助金の増額は、和牛育種推進協議会補助金で、実績に基づくもの。詳細は説明資料27ページのとおりです。2軽種馬振興関係経費及び、3軽種馬市場上場促進事業は、

執行残の減額で、詳細は説明資料28ページ及び29ページのとおりです。5目牧野管理費77万7千円の減額。1町有牛管理費の減額は、診療頭数の減少によるもの。38ページに移りまして、2共同草地売却事業の減額は、測量の入札による執行残。39ページから40ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費12万2千円の追加は、有害鳥獣駆除対策事業で新規狩猟免許取得者5名に係るもので、詳細は説明資料30ページのとおりです。2目林道費275万4千円の減は、林道維持費の執行残で、詳細は説明資料31ページのとおりです。3目治山費124万5千円の減は、小規模治山事業で入札による執行残。詳細は説明資料32ページのとおりです。41ページから42ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費5千円の減は、コンブ輸入割当制度堅持北海道自治体協議会負担金で、団体の繰越金により負担が不用になったもの。43ページから44ページに移ります。6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費486万円の減は、町商工業振興事業補助金及び新冠町事業者支援事業交付金で、事業費の確定によるもの。2目観光費補正額はありませんが、充当財源が掲載のとおり変更となっております。45ページから46ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費286万1千円の減は、町道維持補修費で、いずれも入札及び事業費確定による執行残。3目道路新設改良費133万2千円の減は、道路メンテナンス補助事業で、入札による執行残。47ページから48ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費5万6千円の減は、河川支障木伐採手数料で額の確定による執行残。49ページから50ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費300万円の減は、住宅リフォーム助成金で、計画10件に対して実績7件で3件減少となったことによるもの。2目住宅建設費14万3千円の減は、公営住宅外部改修耐力度調査業務委託料で、入札による執行残。51ページから52ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費152万7千円の減は、27節繰出金で、下水道事業特別会計で説明いたします。53ページから54ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費101万3千円の減は、日高中部消防組合負担金で、本部経費及び支署経費ともに各執行残の減額によるもの。2目災害対策費26万4千円の減は、東町避難階段補修工事で入札による執行残。55ページから56ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費173万7千円の減。1高校生通学支援事業の減額は、利用割合及び利用月数の減少によるもので、詳細は、説明資料33ページ及び34ページのとおりです。2新型コロナウイルス感染症対策事業の減額は、学生等応援給付金で実績に基づく減額で、詳細は説明資料35ページのとおりです。4目児童生徒輸送費24万6千円の減は、スクールバス置き去り防止安全装置購入に係る入札執行残。57ページから58ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費63万2千円の減は、小学校管理運営費で、光熱水費及び燃料費の執行残。2目教育振興費7千円の減は、小学校就学援助経費で、準要保護認定者数の減少によるもので、詳細は説明資料36ページのとおりです。59ページから60ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費69万6千円の減は、中学校管理運営費で、燃料費等の執行残。2目教育振興費9万6千円の減は、中学校

就学援助経費で、特別支援教育就学奨励費認定者数及び、修学旅行費支給対象者数の減少によるもので、詳細は、説明資料37ページ及び38ページのとおりです。61ページから62ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費197万3千円の減は、給食業務委託料で、入園数及び欠席等による食数の減少によるもので、詳細は説明資料39ページのとおりです。63ページから64ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費46万2千円の減は、新冠町陶芸館事業の工事費に係る入札執行残。2目レ・コード館事業推進費、補正額はありますが、充当財源が掲載のとおり変更となっております。3目図書費19万7千円の追加は、図書室事務費で、職員の病気休暇に対応する図書代替司書の勤務日数増加によるもの。4目青少年育成費157万1千円の減は、少年国内研修交流事業の参加者が11名減少したことによるもので、詳細は、説明資料40ページのとおりです。6目青年の家費13万7千円の減は、夜間宿直業務委託料で、熊の出没に伴う閉館対応による宿泊日数減少によるもの。65ページから66ページに移ります。6項保健体育費、2目体育施設費32万4千円の減は、学校開放事業委託料で、団体活動日数減少などによるもので、詳細は説明資料41ページのとおりです。67ページから68ページに移ります。7項学校給食費、1目学校給食費、補正額はありますが、充当財源が掲載のとおり変更となっております。69ページから70ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費1万5千円の減は、事業費確定による執行残。2目過年発生災害復旧費412万5千円の減は、入札による執行残です。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。歳入の補正につきましては、基本的に歳出の補正に伴い増減しているものですので、一部の説明を除き、補正金額のみ読み上げますので、内容等は、説明欄でのご確認をお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金36万2千円の減。13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料38万9千円の追加。2項手数料、2目民生手数料10万8千円の追加。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金705万3千円の減。2目衛生費国庫負担金303万円の減。3目災害復旧費国庫負担金467万円の追加は、補助率増高分の差額。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1139万4千円の追加。10ページの説明欄で、電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金917万3千円の増額は、昨年6月に補正計上した、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、1世帯当たり3万円給付の事業に対し、事業費の確定により不足額が交付されたもの。2目民生費国庫補助金121万3千円の減。11ページから12ページに移ります。3目衛生費国庫補助金64万6千円の減。説明欄の循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置整備事業に対するもの。4目土木費国庫補助金191万7千円の減。説明欄の社会資本整備総合交付金は、リフォーム助成事業等に対するもの。5目教育費国庫補助金6万6千円の減。6目農林水産業費国庫補助金36万6千円の追加は、ヨ一ネ病の患畜となった町有牛の殺処分に対するもの。15款道支出金、1項道負担金、1

目民生費道負担金554万8千円の減。2項道補助金、1目総務費道補助金190万7千円の減。2目民生費道補助金101万3千円の減。4目農林水産業費道補助金652万6千円の追加。12ページの説明欄で、地域づくり総合交付金(エゾシカ緊急対策事業)は、エゾシカ残滓処理に対して新たに交付されるもの。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入48万8千円の減。2項財産売払収入、1目物品売払収入239万4千円の追加。13ページから14ページに移ります。2目不動産売払収入10万7千円の追加は、町有牧野共同草地売却によるもの。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金750万円の追加。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金34万8千円の減。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5033万2千円の追加。20款諸収入、4項雑入、5目雑入422万1千円の減。5項受託事業収入、1目受託事業収入37万4千円の減。21款町債、1項町債、2目農林水産業債から、15ページ8目衛生債までの9事業債につきましては、5ページの地方債の補正で説明したとおりですので、省略させていただきます。

以上が、議案第16号、令和5年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。ご審議を賜わり提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。発言は、事項別明細書の歳出から項ごと一括で行い、歳入はページごと一括で質疑を行いますので、内容を取りまとめ、簡潔に行うようお願いいたします。

事項別明細書の歳出17ページをお開きください。17ページから20ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は1ページから2ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の21ページから22ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料3ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、23ページから26ページ、3款民生費、1項社会福祉費、予算説明資料4ページから14ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、27ページから28ページ、2項児童福祉費、予算説明資料15ページから16ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の29ページから30ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、予算説明資料17ページから20ページありませんか。

酒井議員。

○2番(酒井益幸君) 2番、酒井です。新型コロナウイルス感染症予防接種事業についてお尋ねいたします。この事業は、国の事業だと思うんですけども、国の事業なんです

けれども、新年度は恐らく有料になると思うんですけども、それは4月1日から有料ということでもいいのかということと、あと、これ事業費は返還するわけなんですけども、在庫に関してはどのような対応するのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） まず1点目、私のほうからお答えさせていただきます。明日の執行方針の中でも触れるんですが、令和6年度からの扱いにつきましては、これは有料になります。接種時期は秋になります。それまでにですね、国のほうで今現在ワクチンのほうの金額の精査しておりますので、それに対してじゃ町の補助金は幾らなのかということも精査、検討いたしまして、早い、6月、6月位にはですね、情報提供してまいりたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 新型コロナワクチンの在庫なんですけども、現在、大人用のワクチン、ファイザー製と子供用のワクチン、ファイザー製が残っております。このワクチンについては、3月31日までの接種は可能であって、4月以降については接種をしないようにということで、国のほうから通達が来ておりますので、秋の接種には株が変わった形のワクチンが接種されるのではないかと、今のところは考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、31ページから32ページ、2項清掃費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の33ページから34ページ、3項水道費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の35ページから38ページ、5款農林水産業費、1項農業費、予算説明資料21ページから29ページ、ありませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。農業支援員のことについてお伺いいたします。今年度は希望者がゼロということでしたけれど、このことに対しての新冠町の取組というのは結構早い時期から積極的に取り組まれていて、好成績を上げている状況だったんですけども、なかなかやはり人がいないということで、このままの状態では、大変な、これに対する地域の希望というのは大変大きいわけですけども、何らかの方法でこのゼロというような状況を改善するようなことは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 農業支援員の募集の関係でございます。予算上は令和5年度に、既存の1名プラス新規で1名分を予算措置させていただきました。募集につきましては、

令和4年度中は、コロナ禍により就農フェア等は開催されず、令和5年度になってから、就農フェア開催され動き出しまして、そちらには参加しております。その中で問合せ等は数件ございますが、残念ながら就農に採用に至ってないという現状でございます。それから改善の方法については、町担い手協議会等でもいろいろ検討はしているんですが、現在のホームページや媒体を使った取組に加えて、全国的に行われる新規就農フェアの参加ということが、今、考えておる方策となっておりますので、それ以上のものは現在ないということが現状でございます。以上で答弁終わります。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 国内における人手不足というのは大変深刻な状況で、それぞれいろんな業種において人の取り合いっていいですか、そういう状況の中で、やはり同じ過去には好成績を上げていたんですけども、やっぱり何らかの差別化とか、それから新しい方策等を考えていかなければ、こういうことに対する採用ってというのは、ますます難しくなってくる状況なんですけれども、今後に向けて何かいい方策ってというのは考えておられないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 今、産業課長が申しあげましたように、担い手協議会を中心にですね、地域おこし協力隊の助成を背景にしながらですね、担当課としては現状の中で精いっぱいやってんだらうというふうに評価をしているところでありますけれども、今御指摘のように、例えば離農される農家さんがあったとしても、その農地の近くにある御自宅にはまだ住まわりたい。だけど農家は離農するというような方々が多くいらっしゃるって、例えばマッチングさせるときには、やっぱり通いではなくて管理する農地の近くに御自宅を構えたいという方も、面接してる中で多くいらっしゃるようであります。そういったマッチングもなかなか今年の場合は、かみ合わなかったというような話、報告を聞いているところであります。いずれにいたしましても、この後継者不足の中で農業支援員の獲得ということについては、各町とも全道的に、全国的にこれは一生懸命取り組んでることなんだろうと思います。今おっしゃられたような、他町との差別化を図ることということについて、これはもう競争になってですね、上げたらみんなが上げていくというようなことの中でですね、そこまた同じようなことを繰り返すことになるかもしれませんが、しかしながら必ずこれは取り組んでいかなければいけないこととして、担い手協議会として町として、あるいは、構成をする農協さんとしてですね、いろんな知恵を出したり方策を考えたりしながらですね、もうワンステップ上げた募集の仕方ということについても、今後、検討していかなければいけないというふうに考えてますけども、今年状況としてはそういうことだったということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 今の件につきましては了解いたしました。同じページのですね、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金ということで、今年度は、10のハウスに対して補

助したっていうことですが、昨今のやっぱり温暖化による夏の暑さによって、やはり作物の被害が出ているという、これを防止するためにはこれは相当希望者があるのではないかと思いますけれども、今年度の希望者数は100%満たされたのかのこのことについてと、今後やっぱり相当需要が希望が増えてくる可能性があるんですけど、そのことについて伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 施設園芸生産基盤緊急支援事業ということでございますが、こちらは北海道の事業でございます、町は間接補助になります。歳入歳出同額という中身でございます。この事業はですね北海道が、国の交付金を活用した、時限的な事業として、本年度取り組むものでございます。補正で取り組むわけでございますが、本年度中には終了しないということで、繰越して事業を実施するという内容になっております。それから、その実施主体は新冠町農協になっておりまして、農協さんが各農家、野菜農家ですね、取りまとめを行った結果、今年度の事業に対しまして2件の農家の要望があったということでございます。自動換気装置と遮光ネットということで、令和5年の暑さ、猛暑でありましたので、暑さ対策の関係の補助の内容となっております。農家数の関係2戸ということでございますが、補助率は2分の1ということでございますので、農家さんの負担も、2分の1生じますので、取りまとめの結果がこのような結果になったのかと存じております。それから継続的な要望ということで、時限的なことということで北海道、今年度の取組でございますが、町いたしましては引き続き、道のほうにも事業継続の要望なんかは、声を上げていきたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の39ページから40ページ、2項林業費、予算説明資料30ページから32ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の41ページから42ページ、3項水産業費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の43ページから44ページ、6款商工費、1項商工費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の45ページから46ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の47ページから48ページ、2項河川費、ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の49ページから50ページ、3項住宅費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の51ページから52ページ、4項下水道費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の53ページから54ページ、8款消防費、1項消防費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の55ページから56ページ、9款教育費、1項教育総務費、予算説明資料33ページから35ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の57ページから58ページ、2項小学校費、予算説明資料36ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の59ページから60ページ、3項中学校費、予算説明資料37ページから38ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の61ページから62ページ、4項認定こども園費、予算説明資料39ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の63ページから64ページ、5項社会教育費、予算説明資料40ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の65ページから66ページ、6項保健体育費、予算説明資料41ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の67ページから68ページ、7項学校給食費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の69ページから70ページ、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入に入ります。予算書戻って9ページをお開きください。質疑はページごと一括して行います。9ページから10ページ、12款

分担金及び負担金から14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金まで、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、11ページから12ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金から、16款財産収入、2項財産売却収入、1目物品売却収入までありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、13ページから14ページ、16款財産収入、2項財産売却収入、2目不動産売却収入から、21款町債、1項町債、2目農林水産業債、2節農道整備事業債まで、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、15ページから16ページ、21款町債、1項町債、2目農林水産業債、3節公有林事業債から8目衛生債までありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑はありませんか。  
武藤議員。

○7番(武藤勝罔君) 先ほどちょっと聞き忘れたんですけど、歳出で、この予算説明資料9と10ですけども、世帯給付金、非課税世帯等の給付金、これは見込み数と実績値が若干違うんですけども、これはただの見込み違いか、あるいは受給資格があっても辞退して来なかったのか、そのどちらでしょうか。

○議長(氏家良美君) 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長(谷藤聡君) 本予算、本事業の予算につきましては、令和4年度の電力ガスの給付金事業、それをもとに世帯数を積算しております。ですので、この921世帯ってというのは住民税非課税世帯に対する実績数っていうか、基礎資料、それは作ってないので、あくまでも令和4年度の事業ベースに予算措置したということで御理解をいただきたいなと思います。

○議長(氏家良美君) よろしいでしょうか。

○7番(武藤勝罔君) はい。

○議長(氏家良美君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再会 午後 2時 9分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第17号～日程第24 議案第18

○議長（氏家良美君） 日程第23、議案第17号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第24、議案第18号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第17号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、このたびは第3回目の補正となります。歳入歳出の予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4454万1千円にしようとするものです。事項別明細書、歳出より説明いたしますので8ページから9ページをお開き下さい。2款施設費、1項施設費、1目維持費54万9千円の減、11節役務費54万9千円の減額は、施設維持手数料で主に太陽浄水場ろ過池において降雨の影響が少なかったことから、清掃回数の減によるもの。

次に、歳入に移りますので6ページから7ページをお開き下さい。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金54万9千円の減。歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すもの。

以上、議案第17号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいます様よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第18号、新冠町下水道事業特別会計補正予算の提案の説明を致しますので、お開き願います。

議案第18号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開き下さい。令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算はこのたびは第3回目の補正になります。歳入歳出の予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億904万6千4百円にしようとするものです。

事項別明細書歳出より説明いたしますので8ページから9ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道費、2目施設管理費152万7千円の減。10節需用費55万8千円の減は修繕料で、マンホールポンプ長寿命化工事において、交付金対象外となる部品交換を見込んでいたところ、分解点検の結果、一部ポンプの状態が良好であったため不要となり減額するもの。18節負担金補助及び交付金96万9千円の減額は、下水道事業維持管理費負担金で、新ひだか町にて汚水処理するための公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく同町への維持管理費負担金決定によるもの。

次に、歳入について説明いたしますので6ページから7ページをお開き下さい。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金152万7千円の減。歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すもの。

以上が、議案第18号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。ご審議をたまわり提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第19号～日程第26 議案第20号

○議長（氏家良美君） 日程第25、議案第19号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、日程第26、議案第20号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第19号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算このたびは2回目の補正となります。令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1937万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億3149万7千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き下さい。7款諸支出金、4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金1937万1千円の減。直営診療施設勘定繰出金、27節繰出金1937万1千円の減額は、国民健康保険診療所事業特別会計で説明をいたします。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き下さい。4款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金1937万1千円の減。2節保険給付費等特別交付金1937万1千円の減額は、特別調整交付金で、国保診療所へ交付される交付金の減額です。

以上が、議案第19号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

ひきつづき、議案第20号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第20号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。1ページをお開き下さい。令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、このたびは2回目の補正となります。令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ162万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8712万8千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金162万7千円の減。後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金162万7千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める負担金で、保険料の決算見込に基づく減額でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き下さい。1款、1項共に後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料592万2千円の減。1節現年度特別徴収保険料592万2千円の減額は、保険料の決算見込みによる減額。2目普通徴収保険料429万5千円の追加。1節現年度普通徴収保険料429万5千円の増額は、保険料の決算見込みによる増額です。

以上が、議案第20号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより議案第19号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第21号

○議長(氏家良美君) 日程第27、議案第21号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(竹内修君) 議案第21号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、このたびは3回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億18万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9755万8千円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費、補正額はございませんが、財源内訳で道支出金76万円を一般財源から振り替えております。2目短期入所生活介護事業費も同様に道支出金6万円を一般財源から振り替えております。道支出金の内容については歳入でご説明いたします。続いて、3目通所介護事業費2億18万8千円の減額。12節委託料2億18万8千円の減額は、新冠ほくと園が指定管理をしているデイサービスセンターの指定管理料で、利用率及び収支が安定的な運営となっているため当初の見込みより減額するもの。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページから7ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金300万8千円の減額。歳入の財源調整分として繰り入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。5款道支出金、1項道補助金、1目民生費道補助金82万円の追加は、1節社会福祉費道補助金で、昨年1

0月から11月にかけて発生した新型コロナウイルス感染症にかかる、緊急時介護人材確保職場環境復旧等支援事業補助金で、職員の時間外手当及びガウンや消毒液等の衛生用品購入に要した掛かりまし増し経費に対する補助金。

以上が、議案第21号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 議案第22号

○議長（氏家良美君） 日程第28、議案第22号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第22号、令和5年度、新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。今回は第3回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4583万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6073万8千円にしようとするものであります。

それでは歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費351万円の減額。次の9ページをご覧ください。10節需用費351万円の減額の内訳は、光熱水費213万6千円の減額。電気料金を前年度対比で10%増の予算を見込んでおりましたが、本年度は昨年度と同程度の請求金額で推移したことから、予算余剰相当分を減額するもの。燃料費137万4千円の減額。重油単価が予算単価想定を下回ったこと、暖房温度設定を



調整するなど重油使用料の削減が見込めることから、予算余剰相当分を減額するものです。次の10ページに移ります。2款1項1目ともに医業費4232万9千円の減額。次の11ページをご覧ください。2節給料1800万円の減額、3節職員手当等1918万9千円の減額、4節共済費469万1千円の減額、19節負担金補助及び交付金44万1千円の減額については、主な理由と致しまして、常勤医師1名及び看護師の退職補充採用が年間を通じて確保できなかったことによる予算の余剰相当分を減額するものです。

次に、歳入の説明をいたしますので6ページ及び7ページをお開き下さい。1款診療収入、1項健診収入、1目健診等収入、1節健診等収入278万円の追加。事業所の健康診断収入や新型コロナワクチン接種収入の予算を追加するもの。2目入院収入、1節入院診療収入464万6千円の減額。令和5年度の入院診療収入の当初予算を1日平均入院患者数15名と想定しましたが、本年度は12から13名程度となる見込みであることから収入減相当額を減額するもの。3款道支出金、1項道補助金、1目道補助金、1節道補助金90万1千円の追加。電源立地地域対策交付金額の確定に伴う予算追加。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金3713万7千円の減額。歳入歳出予算差引調整を減額するもの。2目国保会計繰入金、1節国保会計繰入金1937万1千円の減額。国保会計を経由して、国民健康保険特別調整交付金のメニューの中の、へき地診療所運営事業分の減額をするものです。算定基準において、入院患者数1日平均15名を見込み当初予算を措置しておりましたが、算定条件であります令和5年1月から12月までの1日平均入院患者数が11.8名となったことから、交付金の減額分を予算補正するものです。5款1項1目ともに繰越金1163万4千円の追加。前年度繰越金確定額のうち、残金を全額、財源化するものであります。

以上が、議案第22号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後2時35分 閉会）